

ロースクール小論文集中特訓講座 ガイダンス

ロースクール小論文 高得点の鍵はこれだ！

辰巳講師

小柴 大輔先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

選抜試験としての小論文＝制限字数と制限時間のある論文を作成する心得

⇒設問条件を守って立論

《講義の柱》……これまでの受験生要望や苦手意識に応えます

- 1：設問条件への誠実な対応にむけて
- 2：すぐれた要約答案を仕上げるガイド+そもそも文章の読み方について
- 3：意見・アイデア発想のガイド（面接対策とも重なる時事問題や争点となる話題について）
とくに法律の専門知識を問わない問題にて

《1：設問条件への誠実な対応にむけて》

課題文付きA→要約→部分要約／全文要約

課題文付きB→単数／複数

課題文付きC→意見論述とは分離独立型の要約／意見論述と一体型の要約

課題文付きD→要約の字数指定あり／なし

意見論述A→テーマや課題文筆者への賛否の選択／賛成論指定／反論指定／賛否の両方（ディベート型）／自由型

意見論述B→具体例追加の指定あり／なし

意見論述C→自分の意見への反論追加の指定あり／なし

意見論述D→対策指定あり／なし

（注意）……よくある誤解→「賛否の選択」や「自由型」にて筆者やテーマに対して反論を加えないとオリジナルの小論文にならないというキメツケ

《2：すぐれた要約答案を仕上げるガイド》

A：対比をまとめる（争点・比較・対照性）

誤解＝筆者の見解やメインメッセージのみを抜粋してまとめる

B：そもそも文章読解の作業段階から対比に注目する

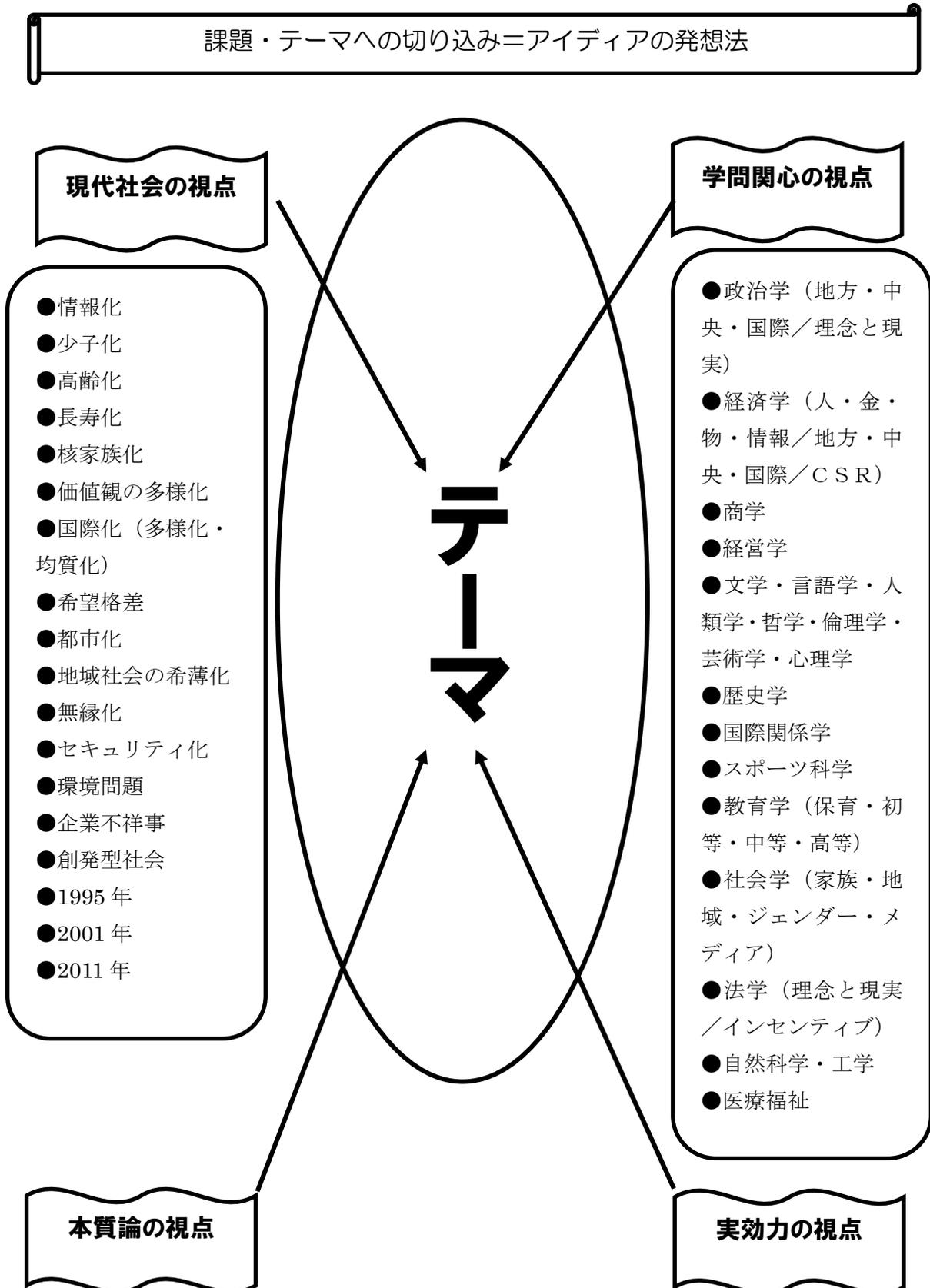
設問条件と最終段落先取り読みから対比の見当をつける

C：簡明かつ論理的な文章→短文＋接続語

※要約も採点される→実は点差がつく

《3：意見・アイデア発想のガイド》

過去問サンプル：2015年度 2014年度東大／2014年度慶応 → P.5以降参照



《対策指定問題へのガイドライン—もし対策指定なら—》

①法令→文言／インセンティブ(アメとムチ)

←→人間は競走馬ではないという反論

←→なんでも政府・法令任せというパターンリズム(父権的温情主義)という反論

②納得・理解・啓蒙……教育／メディア

③社会的責任を果たすことが自己利益になる

(CSR＝企業の社会的責任→SRI＝社会的責任投資)

④科学技術的ブレークスルー……問題は科学技術自体ではなくその未熟さ、ゆえに一層の革新で解決

《法科大学院入試問題過去問サンプル》

2015 年度 東京大学法科大学院

(試験時間 第1問・第2問あわせて120分)

法学未修者 総合問題 第1問

以下の設例につき、設問に答えなさい。

A国では、景気が長期的に低迷している中で、正規に雇用された社員（正社員）より雇用保障・賃金・福利厚生等の待遇面で劣る非正社員（派遣社員、パート従業員等）の比率が増大しており、それとともに非正社員の不満の声が強く表出されるようになり、このことが社会問題化していた。

政府はそれに対処するために、非正社員として採用した従業員については、5年を超えて勤務させ続ける場合には一律に正社員として雇用することを雇用主に義務付ける「雇用正常化法」を制定し施行した。本法が、正社員化を非正社員の要求がある場合に限定せず、一律に雇用主に義務付けたのは、雇用主に対して交渉力の弱い立場にあるため正社員化要求を自制してしまうような非正社員について、その正社員化を促進するという意図による。

本法の施行後の状況は以下の通りであった。本法の施行前は、雇用契約が5年を超えて更新され、雇用され続ける非正社員が多かったが、本法施行後は、継続雇用契約期間が5年を超える前に雇用契約更新が拒否される「雇止め」のケースが増大した。

<設問1> 上記設例の雇用正常化法と類似の問題を含むと考えられる現実の、または仮想的な、立法の事例を一つ挙げ、それらに共通する一般的な問題点が何かを、20行(600字)以内で説明しなさい。

<設問2> 設問1で示した一般的な問題点を解決するために、いかなる方法があるか、あるいは、いかなる方法もないのかについて、雇用正常化法の事例と設問1への解答で挙げた類似例の検討を踏まえて、20行(600字)以内で論じなさい。

法学未修者 総合問題 第1問

後掲の文章を読んで、以下の問に答えなさい。

1. 傍線 a の点について、筆者はどのようなプロセスをたどる方法論で論証を試みているか、10行(300字)以内でまとめなさい。
2. 傍線 b の結論を、筆者はどのように導き出しているか、10行(300字)以内でまとめなさい。
3. 傍線 c に示された事象があるとするれば、どのような対処を行えば満員電車の満員混雑の程度を緩和できるか。そもそも対処しないという選択肢も含め、考えられる対処方法を複数挙げ、それぞれの得失を分析しなさい。ただし電車の増発、新型車両開発、車両連結増などにより運搬キャパシティ自体を増やす選択肢はないものとする。15行(450字)以内でまとめなさい。

・・・課題文省略・・・

問 題

- (1) 課題文 A の筆者は、どのような事態について、いかなる理由により、「真に戦慄（せんりつ）すべき事態」と評しているのか。600 字以内でまとめなさい。
- (2) 課題文 B を参考にしつつ、課題文 A の筆者の主張について論じなさい。1200 字以上 1400 字以内でまとめなさい。

【課題文 A】

日本国憲法のもとに、立法権と行政権と司法権があり、国会と内閣と裁判所がある。それは誰でも知っている。たとえば立法権は国会に分配され、国会は立法府として単純多数決（つまりは過半数の賛成）で法律をつくっている。これも常識だろう。ところが、それらとは別に、憲法改正権という、もうひとつの「権力」がある。このことについて、深く考える機会はなかったかもしれない。

国民主権をかかげる憲法では、憲法改正権も、立法府に分配されることが少なくない。立法府は「全国民の代表」とされるからだ。そして、憲法改正に関して、立法府に特別多数決（たとえば 3 分の 2 の賛成）を要求する定めをおくと、その憲法は硬性憲法に分類される。ドイツ連邦共和国の憲法は、連邦制特有の事情もあって戦後 60 回近く改正されていることで有名だが、上下両院の 3 分の 2 の賛成が必要であり、典型的な硬性憲法である。

この点、日本国憲法の場合、憲法改正の発議に関して、通常の立法手続きよりも高いハードル（各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成）が課せられている。このハードルの高さゆえに、日本国憲法は硬性憲法に分類されるわけである。これに対して、憲法改正の場合にも、立法府が単純多数決で済ませてしまう憲法がある。これが軟性憲法であり、そこでは、憲法と法律を区別する意味が、事実上なくなってしまふ。

日本国憲法の改正手続きに特徴があるとすれば、国会が憲法改正を企てた際には、必ずレファレンダム（国民投票）にかけることを求めている点にある（96 条）。憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とあることから、憲法改正権も国会に分配されてよさそうなものだが、憲法はそうはしなかった。これは、国会が特定の地方自治体を狙い撃ちにする法律をつくった場合に備えて、必ずレファレンダム（この場合は住民投票）にかけなくてはならない仕組みにしたのと、同様の発想である。

・・・後略・・・

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670 京都フクトクビル6F
TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335